

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号

法令1 / 5

問 1 法令上、衛生委員会の調査審議事項とされていないものは次のうちどれか。

- 1 衛生委員会の議長の選任に関する事。
- 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事。
- 3 安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- 4 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。
- 5 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者を雇い入れたときは、その労働者に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、その労働者に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、法令で定める安全又は衛生のための特別教育を行ったときは、その記録を作成し、3年間保存しておくなければならない。
- 4 事業者は、安全又は衛生のための特別教育を必要とする有害業務に就かせる労働者については、本人の有する知識と技能のいかんにかかわらず、法令で定める特別教育の科目のすべてについて教育を行わなければならない。
- 5 建設業に属する事業の事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、その結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 2 事業者は、鉛業務に常時従事させることとなる労働者に対し、雇入れ及び当該業務への配置替えの際、鉛健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、エチレンオキシドのガスを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、法令で定める健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、6月以内ごとに1回、定期的に、石綿健康診断を行わなければならない。

問 4 作業環境測定を行うべき作業場に係る測定対象[Ⓐ]、測定頻度[Ⓑ]及び測定に関する記録の保存期間[Ⓒ]の組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
1	空気中のカドミウムの濃度	6月以内 ごとに1回	3年
2	空気中の鉛の濃度	1年以内 ごとに1回	3年
3	空気中の二硫化炭素の濃度	6月以内 ごとに1回	3年
4	空気中の放射性物質の濃度	6月以内 ごとに1回	3年
5	空気中の塩化ビニルの濃度	6月以内 ごとに1回	30年

問 5 規格・検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定めるガンマ線照射装置を事業場に設置するときは、厚生労働大臣が定める規格を具備したものとしなければならない。
- 2 事業者が法令に基づき労働者に使用させる有機ガス用防毒マスクは、型式検定に合格した旨の表示の付いたものでなければならない。
- 3 親会社は、厚生労働大臣が定める規格を具備していない特定エックス線装置を下請会社に貸与してはならない。
- 4 事業者は、防じんマスクを労働者に使用させるべき業務を行う作業場には、個別検定に合格した旨の表示の付いた防じんマスクを備え付けなければならない。
- 5 販売業者が法令で定めるチェーンソーを会社に販売するときは、そのチェーンソーは、厚生労働大臣が定める規格を具備していなければならない。

問 6 ベンジジン及びジクロルベンジジンに関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 ベンジジンは製造が禁止されているが、都道府県労働局長の許可を受けて、試験研究のために製造することができる。
- 2 ジクロルベンジジンを製造し、輸入し、又は使用しようとする者は、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
- 3 許可を受けてジクロルベンジジンを製造する者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する作業方法で製造しなければならない。
- 4 ベンジジンを入れる容器には、見やすい箇所に成分を表示しなければならない。
- 5 ジクロルベンジジンを譲渡する者は、名称や人体に及ぼす作用等法令で定める事項について、文書の交付その他法令で定める方法により、相手方に通知しなければならない。

問 7 安全衛生改善計画又は計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、計画の届出については、いずれの場合も所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- 1 都道府県労働局長は、事業場の施設等について労働災害の防止のための総合的な改善措置が必要な場合、事業者に対して安全衛生改善計画の作成を指示することができる。
- 2 都道府県労働局長の指示により、事業者が安全衛生改善計画を作成した事業場においては、その労働者も安全衛生改善計画を守らなければならない。
- 3 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、原則として、その事業場の建設物の主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 4 法令で定める有害な作業を必要とする機械等を設置しようとする事業者は、原則として、計画の届出をその工事の開始日の30日前までに行わなければならない。
- 5 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、法令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 法令で義務付けられている作業環境測定のうち、騒音についての測定は、作業環境測定士でなくても行うことができる。
- 2 事業者は、指定作業場の作業環境測定を自社で行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを行わせなければならない。
- 3 第2種作業環境測定士は、指定作業場についての作業環境測定の業務において、用いる機器の種類に関係なく、分析の業務を行うことができない。
- 4 作業環境測定士が登録を取り消されたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証を返納しなければならない。
- 5 作業環境測定士が登録を取り消されたときは、取り消された日から起算して2年間は作業環境測定士となることができない。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 2以上の都道府県に事務所を設けて作業環境測定機関になろうとする者は、厚生労働大臣に申請し、作業環境測定機関名簿への登録を受けなければならない。
- 2 作業環境測定機関は、作業環境測定の業務に関する規程を定め、遅滞なく、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 3 作業環境測定機関は、作業環境測定の業務の一部を休止したときは、遅滞なく、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 4 作業環境測定機関は、法令で定める作業環境測定を行ったときは、法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 5 作業環境測定機関は、法令で定める作業環境測定の実施を依頼されたときは、正当な理由のある場合を除き、依頼を受けた日から3月以内に作業環境測定を行わなければならない。

問10 作業環境測定基準における鉱物等の粉じんの濃度等の測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 一つの測定点における試料空気の採取時間は、相対濃度指示方法による測定の場合も、10分間以上の継続した時間としなければならない。
- 2 測定点の高さは、相対濃度指示方法による測定の場合も、床上 50 cm 以上 150 cm 以下としなければならない。
- 3 測定点の数は、単位作業場所について5以上としなければならないが、当該単位作業場所が著しく狭く、かつ、粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、5未満とすることができる。
- 4 第1管理区分が2年以上継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けて相対濃度指示方法のみにより測定を行うことができる。
- 5 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

問11 A測定及びB測定を行った場合についての作業環境評価基準による管理区分に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 A測定の第1評価値及びB測定の測定値がともに管理濃度に満たない場合の管理区分は、第1管理区分である。
- 2 A測定の第1評価値が管理濃度以上で第2評価値が管理濃度以下であり、かつ、B測定の測定値が管理濃度の1.0倍以上1.5倍以下である場合の管理区分は、第2管理区分である。
- 3 A測定の第2評価値が管理濃度を超える場合の管理区分は、B測定の測定値には関係なく、第3管理区分である。
- 4 A測定の第1評価値が管理濃度未満で、かつ、B測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超える場合の管理区分は、第2管理区分である。
- 5 A測定の第1評価値が管理濃度未満で、かつ、B測定の測定値が管理濃度の1.0倍以上1.5倍以下である場合の管理区分は、第2管理区分である。

問12 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、日常行う清掃のほか、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に大掃除を行わなければならない。
- 2 事業者は、水その他の液体を多量に使用することにより湿潤のおそれがある作業場の床及び周壁を、不透水性の材料で塗装し、かつ、排水に便利な構造としなければならない。
- 3 事業者は、有害物、腐敗しやすい物又は悪臭のある物による汚染のおそれがある床及び周壁を、必要に応じ、洗浄しなければならない。
- 4 事業者は、一般の工場では、男性用と女性用に区別し、流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設ける等の要件を満たした便所を設けなければならない。
- 5 事業者は、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場においては、その作業場内に休憩の設備を設けなければならない。

問13 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定める廃棄物の焼却施設において焼却灰等を取り扱う業務に係る作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に作業を指揮させなければならない。
- 2 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、労働者に保護衣等を着用させれば、冷却前にその内部に入らせることができる。
- 3 事業者は、保護具の使用が義務付けられている有害な業務においては、同時に就業する労働者の人数と同数以上の保護具を備えておかなければならない。
- 4 事業者は、保護具の使用によって労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用のものを備えるか、又は疾病感染の予防措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、常時50人以上の労働者を使用している事業場では、労働者が臥床^がすることのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

問14 特定化学物質障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、硫化水素を含有する気体を排出するために設置すべき局所排気装置には、吸収方式若しくは酸化・還元方式による排ガス処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けなければならない。
- 2 事業者は、法令に基づき設置し、現に使用している局所排気装置については、1年以内ごとに1回、定期に、法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、特定化学物質を試験研究のために取り扱う作業を行う場合には、特定化学物質作業主任者を選任しなくてもよい。
- 4 事業者は、第2類物質を製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗たくのための設備を設けなければならない。
- 5 事業者は、第2類物質を製造する作業場については、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなくてもよい。

問15 第3種有機溶剤等を用いて行う業務に関する次の措置のうち、有機溶剤中毒予防規則違反となるものはどれか。

ただし、いずれの業務においても、1時間に消費する有機溶剤等の量が許容消費量を超えているものとし、臨時及び短時間の有機溶剤業務を行う場合に該当しないものとする。

- 1 屋内作業場の払しょくの業務を行う作業場所において、通風が十分なので換気装置を設けなかった。
- 2 屋内作業場の洗浄の業務を行う作業場所において、通風が十分なので労働者に有機ガス用防毒マスクを着用させなかった。
- 3 タンクの内部の吹付けによる防水加工の業務を行う作業場所において、換気装置を設けなくて、労働者に有機ガス用防毒マスクを着用させた。
- 4 屋内作業場の手塗りによる塗装の業務を行う作業場所において、通風が不十分なので局所排気装置を設けた。
- 5 屋内作業場の吹付けによる塗装の業務を行う作業場所において、通風が十分なので換気装置を設けなかった。

問16 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、はんだ付けの業務が行われている、自然換気が不十分な屋内作業場に設ける全体換気装置については、その従事労働者1人について100 m³/h以上の換気能力を有するものとしなければならない。
- 2 事業者は、鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50 Lを超えない作業場において鉛合金の溶融の業務に労働者を従事させるときは、法令に基づき設置する局所排気装置には除じん装置を付設しなくてもよい。
- 3 事業者は、法令に基づき設置する局所排気装置については、除じん装置を付設する場合であっても排気口を屋外に設けなければならない。
- 4 事業者は、法令に基づき設置する局所排気装置に付設すべき除じん装置については、サイクロンによる除じん方式又はこれと同等以上の性能を有するものとしなければならない。
- 5 事業者は、鉛健康診断の結果に基づき作成した鉛健康診断個人票については、5年間保存しなければならない。

問17 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、原則として6月以内ごとに1回、定期的に、線源容器のしゃへい能力の異常の有無について自主検査を行わなければならない。
- 2 事業者は、男性の放射線業務従事者の受ける実効線量が、5年間につき 1000 mSv を超えず、かつ、1年間につき 500 mSv を超えないようにしなければならない。
- 3 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき 1.3 mSv を超えるおそれがある区域は、管理区域である。
- 4 事業者は、放射線業務従事者が皮膚に受ける等価線量については、1年間につき 500 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 アルファ線を放出する放射性物質の表面密度が 0.4 Bq/cm² を超えるおそれがある区域は、管理区域である。

問18 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、除じん装置を付設すべき局所排気装置の排風機については、原則として、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 2 事業者は、法令に基づき作業環境測定結果の評価を行ったときは、その都度法令で定められた事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 3 事業者は、特定粉じん発生源に設ける局所排気装置については、粉じんの発生源ごとにフードを設けなければならない。
- 4 事業者は、特定粉じん発生源に設けるプッシュプル型換気装置について、法令に基づき定期自主検査を行ったときは、その結果を3年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日1回以上、清掃を行わなければならない。

問19 事務所衛生基準規則に基づく作業環境測定に関する次の記述の①、②、③の に入る数値又は語句の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

「事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の事務室については、原則として ① 月以内ごとに1回、定期的に、 ② の含有率、室温及び外気温並びに ③ を測定しなければならない。」

	①	②	③
1	6	一酸化炭素	気 流
2	2	二酸化炭素	気 流
3	2	一酸化炭素及び二酸化炭素	相対湿度
4	6	一酸化炭素及び二酸化炭素	相対湿度
5	2	一酸化炭素	相対湿度

問20 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に線維増殖性変化を生じ、かつ、肺結核等の合併症に罹患したものをいう。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理1である者に対して、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2である者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、その行ったじん肺健康診断に関する記録を7年間保存しなければならない。
- 5 都道府県労働局長は、事業者からじん肺健康診断の結果が提出された労働者について、地方じん肺診査医の診断又は審査によりじん肺管理区分を決定する。